

入園申込みについてよくある質問

問 1 認可保育園は、区立と私立で何か違いはありますか？

答 1 どちらも国の基準を満たし、都に認可された施設ですが、区立保育園は、世田谷区が設置・運営し、私立保育園は社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれ特色があります。

問 2 それぞれの保育園について、より詳しく知りたいです。

答 2 世田谷区のホームページ（目次から探す→子ども・教育・若者支援→保育→保育施設・事業→認可保育園）に、各地域にある保育園の概要を掲載しています。より詳しく知りたい場合は、保育園の見学をお勧めします。見学については、各保育園に直接ご確認ください。

問 3 認可保育園の入園申込の受付時間と場所を教えてください。

答 3 認可保育園の入園申込は、窓口、郵送、電子申請で受け付けています。窓口は、お住まいの地域の各総合支所子ども家庭支援課子ども家庭支援センターです。受付時間は、土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時までです。また、郵送で申込みする時は、お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課へ申請書一式をお送りください。普通郵便での郵便事故等、区で入園申込署等の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。特定記録郵便または、簡易書留での送付を推奨します。また、提出書類に不備があった場合、選考の対象外となる場合がございますのでご注意ください。

電子申請は、区のホームページ【ページ番号：192904】より可能です。

問 4 認可保育園の空き状況を知ることはできますか？

答 4 世田谷区のホームページ（目次から探す→子ども・教育・若者支援→保育→保育施設定員・空き情報検索→認可保育園（空き数）からご覧いただくことができます。空き数の更新は毎月1日に更新（4月から9月まで）しています。

※10月に予定している4月入園可能数の掲載以降は、空き数は更新しません。

問 5 令和6年4月入園の申込受付期間を教えてください。

答 5 令和6年4月入園（一次）は、令和5年9月2日（土）から11月15日（水）までです。4月入園（二次）は、令和5年11月16日（木）から令和5年2月1日（木）までです。（世田谷区外の保育園をご希望の場合は、問23をご参照ください。）

問 6 令和6年4月の入園可能数を教えてください。

答 6 令和6年4月入園可能数については、令和5年10月20日（金）から世田谷区のホームページ【ページ番号：155034】、世田谷区公式LINEで確認いただけます。入園可能数のほか、園ごと・年齢ごとの申込者数（最終集計12月28日（木）※更新予定）についてもご確認いただけます。

なお、4月以降は[ページ番号：160199]の認可保育園（空き数等）バックナンバーから確認できます。

問 7 令和5年12月に子どもが生まれる予定ですが、令和6年4月入園の申込みはできます

か？

答 7 令和6年2月25日（日）までにお生まれになるお子さんは、分娩予定日を基準に受入月齢に応じた保育園等に出生前の仮申込みができます。

問 8 令和6年4月入園の申込は、令和5年11月15日（水）を過ぎてしまったらできませんか？

答 8 令和5年11月15日（水）までの申込みを対象に、一次選考を行います。一次選考で定員に達しなかった分、内定辞退があり空きができた分について二次選考を行います。二次選考の対象となるのは、一次選考で内定しなかった方および令和5年11月16日（木）から令和6年2月1日（木）までに申し込んだ方です。

問 9 令和5年8月31日（木）に入園申込みをしましたが、あらためて令和6年4月入園の申込みをする必要がありますか？

答 9 令和5年9月2日（土）以前の申込みの場合、令和6年4月入園選考の対象にならないため、再度申込みが必要となります。（保育のごあんない15ページ参照）

問10 区立保育園と私立保育園では、申込方法や選考方法は異なりますか？

答10 申込方法、選考方法とも同じです。ただし私立保育園の延長保育に関しては、内定後に各保育園にお申込みください。（保育のごあんない34ページ参照）

問11 入園選考はどのように行うのですか？先に申し込んだ方が有利になりますか？また、何回も相談に行ったり、申込書と一緒に嘆願書を出すと有利ですか？

答11 先着順ではありません。要件書類・資料のみで選考し、選考指数の高い方から内定しますので、嘆願書をお出しいただいても有利にはなりません。

問12 希望園をたくさん記入すると、第1希望が空いていても、第2希望に回されるとの噂をききましたが本当ですか？ 第1希望のみの方が有利なのでしょうか？

答12 選考は、まずクラス年齢ごとに希望者の選考指数を決め、指数の高い方から一人ずつ第1希望園から順に選考していく仕組みになっています。希望園の数や順位によって有利、不利になることはありません。通える範囲内の保育園等を通いたい順番で記入してください。

問13 入所希望施設はいくつまで記入できますか？

答13 10園までです。

問14 入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

答14 世田谷区では、内定辞退された方へのペナルティはなく、今後の選考において不利になることもありません。しかし、例年多くの辞退者があり、本来内定出来た方が内定できない等大きな影響が出ています。見学等、よくご検討の上、お申込みください。辞退の場合は、至急保育認定・調整課入園担当までご連絡下さい。

問15 定員に空き（募集）がない保育園等も、希望することができますか？

答15 できます。退園等で空きができた場合でも、申込締切日までに申込みをしておかないと、

選考の対象になりません。

問16 人気のある保育園はどこですか？

答16 世田谷区として、人気のある園や倍率などの統計はとっていません。

問17 現在求職活動中ですが、保育園の申込みはできますか？

答17 保育園の申込みをしていただくことはできます。求職活動で入園した場合、お子さんの在園期間は3か月間です。その後も継続して在園を希望する場合は、在園期間の3か月間のうちに月48時間以上の就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
求職要件で申込みをされる場合は、就労確約書の提出が必要です。

**問18 第二子を妊娠しています。第二子出産のために上の子の保育園の申込みはできますか？
また申込みはいつからできますか？**

答18 出産前後の休養のために保育園を申込みことができます。入園は、出産予定月の2か月前から可能です。妊娠・出産要件で入園した場合、お子さんの在園期間は出産予定月とその前後各2か月（最長5か月間）です。

出産要件での申込みに必要な書類は、保育のごあんない18ページ以降をご確認ください。

**問19 0歳から2歳児の入園申込時に3歳児以降に在園することとなる園（進級先）を指定して
申込み園（駒沢ほしにねがいを㊤、㊦、㊧や祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば㊤、㊦
など）は、入園後に3歳児以降に在籍することとなる園（進級先）を変更（例：駒沢ほしに
ねがいを㊤から駒沢ほしにねがいを㊦への変更）をする場合は、どのようにすればよいです
か？**

答19 3歳児以降に在籍することとなる園（進級先）の変更をする場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、保育のごあんない18ページ以降をご確認ください。

**問20 進級先（連携先）が決められている園（昭和ナースリー、早苗分園ほなみ、用賀なのはな
保育園深沢分園など）は、進級する際に何か手続きが必要になりますか？**

答20 進級先（連携先）が決められている園に進級する場合は、転園の申込み手続きなしに各園の進級先（連携先）に通園することができます。

**問21 進級先（連携先）のない、2歳までの保育所・地域型保育事業は3歳児クラスからどうな
りますか？**

答21 進級先（連携先）のない施設を卒園後、3歳児クラス以降も認可保育園、認定こども園（保育枠）の利用を引き続きご希望する際は、再度入園選考の申込みが必要となります。その際、3歳児クラス以降の入園の利用調整において調整基準20の対象としています。（保育のごあんない29ページ参照）

問22 入園申込みをした後に、希望園の追加や変更はできますか？

答22 申込締切日（必着）までに「申込内容変更・取下届」を提出してください。窓口（各総合支所子ども家庭支援課）、郵送、電子申請で受け付けます。郵送の場合、郵送事故等の責任は負いかねます。申込み児童名の記載や、宛先など十分にご確認ください。

※0歳保育は、園によって受入開始月齢が異なります。希望園を変更される際は、ご注意ください。

問23 現在世田谷区に居住しています。勤務先の近くにある世田谷区以外の区市町村の保育園等に申込みたいのですが、どのようにすればよいですか？

答23 事前に希望する区市町村へ申込みの可否、締切日、必要書類をご確認ください。

申込み先は世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課の窓口です。世田谷区からその区市町村に書類を送付しますので、希望する区市町村の締切日の一週間前を目安にお申込みください。

提出書類については、世田谷区様式の申込み書類をご使用ください。ただし、世田谷区様式の書類だけでは利用調整（入園選考）に必要な項目の確認が出来ず、追加書類の提出をお願いする場合がありますので、必ず事前に申込みを希望する区市町村に必要な書類をご確認ください。

※転出予定の方で世田谷区に申込みをされた方は、住民票の異動と同時に、転出先の区市町村で再度入園の申込みを行ってください。

※申込みがないと、入園が取り消しになる場合があります。

問24 現在世田谷区外に居住しています。令和6年3月に世田谷区に引っ越すことになり、4月から世田谷区の保育園等に入園したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？

答24 申込み先は現在お住まいの区市町村です。世田谷区の申込締切日までに、世田谷区へ書類が届くよう余裕をもってお申込みください。申込みに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 現在お住まいの区市町村様式の入園申込書および教育・保育給付認定申請書
- ② 現在お住まいの区市町村様式の要件確認書類（就労証明書など）
- ③ 保育料を決定するための税書類（令和5年度の「住民税課税証明書」または「住民税決定（納税）通知書」）
- ④ 世田谷区様式の保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書
※転入予定の方は、世田谷区へ転入後の申込み時に原本を使用するため、原則コピーをお住まいの自治体へ提出してください。
- ⑤ 転入に関する申立書（転入予定の方のみ）
※世田谷区ホームページ【ページ番号：147330】からダウンロードできます。
- ⑥ 世田谷区への転入を証明する資料（転入予定の方のみ）
 - ・ 契約期日および入居者欄に家族全員の記載がある、家屋の賃貸借契約書の写し
 - ・ 引渡日の記載がある家屋の売買契約書の写し（土地の売買契約書は不可）※契約期日および引渡日は入園希望月の前月末までの日付であることが必要です。
※世田谷区内にお住まいのご親族と同居される場合は、「同居予定に関する申立書」をご提出ください。

世田谷区へ転入後は、入園の可否にかかわらず、窓口（お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課）で改めてお申込みください。その際は、世田谷区様式の入園申込み書類をご提出ください。

- ⑦ 世田谷区書式の受託証明書（認可保育施設以外の認可外保育施設に預けている場合）
- ⑧ 就労に関する客観的資料（自営業の方のみ）
- ⑨ 世田谷区様式の就労確約書（求職の方のみ）

★転入予定者も含め、区外在住中は区立保育園を希望することはできません。（世田谷区

民となった後の申込みは区立保育園も希望することができます。)

★世田谷区在勤の方を除き、世田谷区内への転入予定がなく、かつ保育園への入園の意向が確認できない方（居住地が遠方であり、物理的に登園ができない場合を含む）については申込みを受け付けておりませんので、予めご承知おきください。

問25 現在海外に居住しています。令和6年3月に世田谷区に引っ越すことになり、4月から世田谷区の保育園等に入園したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？

答25 電子申請もしくは郵送にてお申込みください。窓口にて手続きを行う場合は、一時帰国して申込みをしていただくか、親族の方など家庭状況がわかる方に代理でお申込みをしていただく必要があります。お申込先は世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課です。郵送と窓口で申込締切日が異なりますのでご注意ください。なお、申込みに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 世田谷区様式の保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書
- ② 世田谷区様式の要件確認書類（就労証明書、就学状況申告書など）
- ③ 保育料を決定するための税書類
令和4年（2022年）中に日本国外で収入のあった方は、国外での収入および控除等がわかる書類（給与明細の写しなど）
- ④ 転入に関する申立書（転入予定の方のみ）
- ⑤ 世田谷区への転入を証明する資料
 - ・契約期日の記載がある、家屋の賃貸借契約書の写し
 - ・引渡日の記載がある家屋の売買契約書の写し
- ⑥ 就労に関する客観的資料（自営業の方のみ）
- ⑦ 世田谷区様式の就労確約書（求職の方のみ）

※契約期日および引渡日は入園希望月の前月末までの日付であることが必要です。

※世田谷区内にお住まいのご親族と同居される場合は、「同居予定に関する申立書」をご提出ください。

就労証明書や国外での収入および控除等がわかる書類が外国語で表記されているものについては、必ず翻訳をした上でご提出ください。

世田谷区へ転入後は、入園の可否にかかわらず、世田谷区の窓口（お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課）で改めてお申込みください。その際は、世田谷区様式の入園申込み書類をご提出ください。

問26 保育料を決定するための税書類の提出が書類提出期限に間にあわなかった場合どうなりますか？

答26 税資料の提出がない場合は、課税額を最高額として選考します。世田谷区の入園選考（利用調整）では、申込書や書類の内容に基づき選考指数を確定し、指数の高位の方から内定しております。指数が同一となった場合、同一指数世帯の優先順位の第三段階として所得割課税額の低位順で内定しますので、選考時に不利になります。（保育のごあんない30ページ参照）また、入園後の保育料は最高額の保育料となります。

問27 区立保育園の延長保育の、申込み要件を教えてください。

答27 区立保育園の延長保育を利用する方は、以下の①～④の全てに該当することが必要です。

- ① 世田谷区在住の方
- ② 対象児童が、延長保育利用開始日（当該月の初日）に満1歳以上であること
- ③ 勤務時間の都合で午後6時15分～午後7時15分までの間に保育が必要なご家庭
- ④ 延長保育を申込み園の在園児であること。（入園申込と同時に申込み場合は可）

※以下の場合は要件なしとなりますのでご注意ください

- ・延長保育を利用できれば残業をする場合
- ・就労時間を主体的に設定できる就労状況下にある場合
- ・産休、育休取得前の超過勤務の状況を理由とする場合

問28 障害児保育枠はありますか？

答28 世田谷区では、ノーマライゼーションの考え方を基に保育事業を実施しています。保育園の入所要件があり、集団保育が可能なお子さんは、指数の高い方から選考します。お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を当該施設および事業者へ情報提供させていただく場合があります。

区立指定保育園における医療的ケア児の受入および居宅訪問型保育事業については、保育のごあんない35～39ページをご覧ください。

問29 選考指数はどのように決めるのですか？

答29 選考指数は、保育のごあんない28～29ページをご覧ください。

例えば次のように計算します。

母が週5日、週35時間就労している・・・・・・・・・・	母利用基準指数	40
父が週5日、週40時間就労している・・・・・・・・・・	父利用基準指数	50
申込児を認証保育所に有償で預けている・・・・・・・・	調整基準指数	6
（週5日・1日8時間・1歳児クラス）	（合計）選考指数	96

問30 保育園ごとの入園できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

答30 入園可能数が少数のクラスも多くあり、入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。

また、お申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育園ごと、年齢ごとで大きく異なります。

※たとえ指数が高くても、空きがなければ内定できませんし、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定できるというように、他の方との比較で内定できるかどうか決まるもので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

問31 認可外保育施設に有償で子どもを預けている場合、受託証明書を提出すれば“保育の調整基準番号14”は、必ず加点されますか？

答31 “保育の調整基準番号14”は、就労等の理由で保護者が保育にあたることができない時間と同程度の日数・時間を預けている場合に加点しています。内容によって加点対象外となる場合もあります。また、保護者の方が、申込児の育休中の場合は加点対象外となります。

問32 2歳までの認可外保育施設に子どもを預けています。4月に認可保育園を申込み場合“保

育の調整基準番号20”の加点はありますか？

答32 “保育の調整基準番号20”の加点については、世田谷区で利用調整を行っている、年齢上限のある認可保育施設・事業のみとなりますので、加点はありません。

問33 令和6年4月15日に育児休業を終了し、その後小学校入学まで育児短時間制度を利用し、勤務日数を減らす予定です。選考の際にはどのようにになりますか？

答33 復職後に週の勤務日数が減少する場合は、短縮後の勤務日数で選考されます。勤務日数が減少する場合は、期間に関係なく減少後の日数で選考します。勤務日数は変わらず、一日の勤務時間数が減少する場合は、短縮前の日数と時間で選考します。

問34 保育園の申込みをするにあたり保育料がいくらになるか教えてください。

答34 お申込みの段階では保育料がいくらになるかを事前にお答えすることはできません。ただし、お手元に“給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書”や“住民税課税証明書”があれば、保育料の階層の目安をお答えすることができます。目安をお知りになりたい時は、保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。

問35 申込児童の状況(申込書 第4面)の記載内容が入園選考に影響することはありますか？

答35 入園選考には影響はありません。お子さまが安心して保育園で生活するための基礎資料となりますので、正確な情報をありのままご記載ください。ただし、入園前に保育園で実施される面接およびお子さんの健康診断の結果、集団保育が困難であることが確認された場合は、内定が取消しになることがあります。

問36 今後開設予定の認可保育園について知りたいです。

答36 入園申込をされている方については、新園の入園申込の受付開始時にご案内を郵送しております。申込をされていない方については、世田谷区の広報紙や世田谷区のホームページにその都度情報を掲載いたしますのでご確認ください。

問37 世田谷区から転出するため転居先の保育園の申込みを、世田谷区を通して申込みました。選考結果は、世田谷区から連絡がありますか？

答37 お申込みをいただいた保育園のある自治体から世田谷区へ結果の連絡があった後、世田谷区より保護者の方へご連絡いたします。

問38 保育園の入園申込みの前から既に復職をしています。入園した際に復職証明書の提出は必要ですか？

答38 復職証明書の提出が必要な方は、入園申込みをした際に育児休業中だった方になります。入園申込み前に既に復職をされていた方については復職証明書の提出の必要はありません。

問39 世田谷区が3月の入園選考を行っていないことの証明書を書いてもらえますか？

答39 大変申し訳ありませんが、証明書を書くことはできません。

勤務先等に証明書の提出が必要な場合は、世田谷区のHPや「保育のごあんない」に、3月の入園選考を行わない旨を記載しておりますのでそちらをご提示ください。

問40 2月入園申込みをする必要がありましたが、忘れていました。待機通知をもらえません

か？

答40 入園申込みをされていない場合、いかなる事情があっても「入園（転園）待機通知書」を発行することはできません。